

裾野市一般廃棄物処理基本計画（概要）

基本的事項

【計画策定の趣旨】

- 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条」に基づき、市民・事業者・行政が連携し共に行動する取り組みに関する施策の指針となるものである。
- 裾野市では、平成24年3月に策定し、平成29年3月に改定したが、計画目標年度を達成し、新たに更なるごみの減量化や資源化の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すため、一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。

【計画の位置付け】

- 本計画は、廃棄物処理法及び「裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づくもので、第2次裾野市環境基本計画【後期計画】の個別計画として位置付けられる。

【計画目標年度】

- 令和4年度を初年度、目標年度を令和13年度とする10年の計画とする。

【地域の概要】

- 裾野市の人口は、年々減少している。一世帯あたりの人数が減少し世帯の小規模化が進んでいる。高齢化が緩やかに進み超高齢化社会となっている。

ごみ処理基本計画

現状と課題

①ごみ減量化及び資源化

- ごみ排出量は緩やかな減少傾向にある。
- 原単位も減少傾向にあり、令和2年度で国や県を下回っている。
- ⇒ **今後も減量化・資源化を推進することが必要**
- ⇒ **食品ロス**の取り組み実施やごみ処理の有料化の導入の検討が必要

②ごみ分別の徹底

- 可燃ごみ中には、紙類が多量に含まれていることが想定される。
- プラスチックに係る資源循環の促進に関する法整備により、プラスチック製品類の回収も必要となることも考えられる。
- ⇒ **排出段階における分別の徹底を図ることが必要**
- ⇒ **外国人や共同住宅居住者の世帯への分別徹底の周知を実施することが必要**

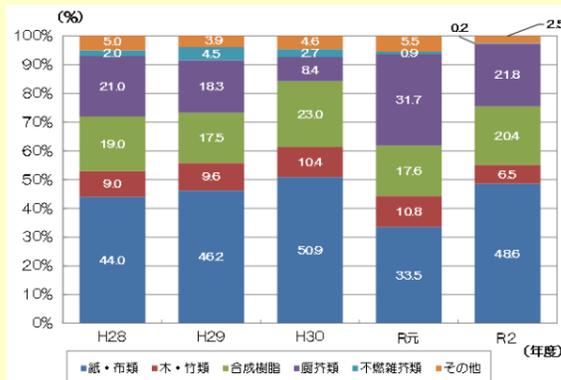


図3 燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

④中間処理施設の適正な維持管理

- 美化センターは、今後も安全かつ安定した処理を継続できるように、再延命化工事などを行う必要がある。
- ⇒ **大規模なごみ処理施設の改修工事、その後の更新工事などには、カーボンニュートラルを念頭に環境負荷の少ない施設整備を検討していくことが必要**

⑤災害廃棄物の処理・処分

- 災害廃棄物は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理・処分を実施する。
- ⇒ **令和3年度に策定する災害廃棄物処理計画に基づき平時から準備をすることが必要**

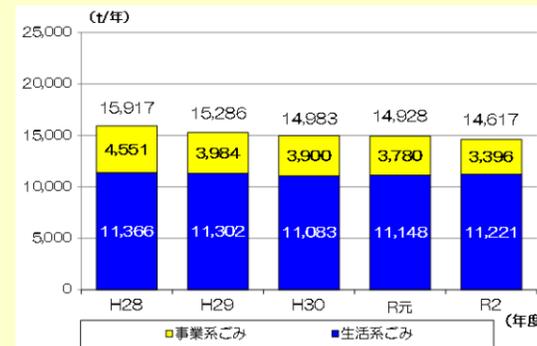


図1 ごみ排出量の推移



図2 1人1日平均排出量の推移

③生活系ごみの収集・運搬

- 生活系ごみの収集・運搬は、概ね滞りなく実施されているが、地区によっては拠点回収場所の容量が不足する可能性がある。
- ⇒ **拠点回収場所の容量の拡充も含めて検討することが必要**
- ⇒ **集積場所まで排出できない高齢者などの対策も検討することが必要**

生活排水処理基本計画

現状と課題

①生活排水処理率の向上

- 静岡県長期計画では、令和18年度に95.7%、中間目標である令和8年度では89.5%としている。
- 生活排水処理率の令和2年度実績が80.4%である。
- ⇒ **下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を図る等の生活排水を適正に処理する環境づくりが必要**

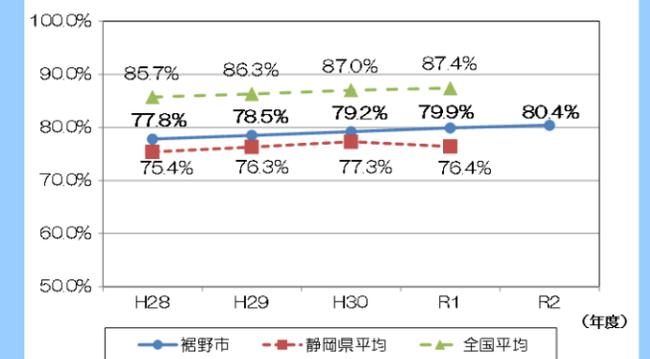


図4 生活排水処理率の推移

②浄化槽の整備促進

- 単独浄化槽は、令和2年度で概ね9,000人の市民が使用している。
- ⇒ **合併処理浄化槽への転換を促進することが必要**

③脱水汚泥などの資源化

- し尿等の処理後に発生した脱水ケーキは焼却処理し、焼却残渣は埋立処分している。
- ⇒ **最終処分量低減のため、脱水ケーキの資源化等を検討することが必要**

④災害発生時のし尿等の処理・処分

- 災害発生時のし尿等は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理・処分を実施する。
- ⇒ **令和3年度に策定する災害廃棄物処理計画に基づき平時から準備をすることが必要**

ごみ処理基本計画

取組みの体系

環境像：「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」

基本方針

6Rの推進とごみの適正処理

目標値

令和13年度までに 752g/人・日 を目指す
(中間目標：令和8年度は768g/人・日)

目標達成に向けた取組

1. 発生抑制及び資源化に向けた取り組み

①行政の取り組み

- 【取組1】 資源化の推進 (重点)
- 【取組2】 有料化制度の導入検討 (重点)
- 【取組3】 食品ロス削減の推進 (重点)
- 【取組4】 教育・啓発活動の充実
- 【取組5】 事業者に対する減量化指導の徹底
- 【取組6】 包装廃棄物等の排出抑制

②市民の取り組み

- 【取組7】 資源化の徹底
- 【取組8】 生ごみの減量化 (重点)
- 【取組9】 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用

③事業者の取り組み

- 【取組10】 事業系ごみの減量化・資源化の徹底
- 【取組11】 分別の徹底とリサイクルルートの確保

2. 収集・運搬に関する取り組み

①生活系ごみの収集・運搬

- 【取組1】 分別の徹底 (重点)
- 【取組2】 福祉向上のための収集体制の検討 (重点)
- 【取組3】 収集形態の継続

②事業系ごみの収集・運搬

- 【取組4】 収集形態の継続
- 【取組5】 収集・運搬の許可

3. 中間処理に関する取り組み

①中間処理の取り組み

- 【取組1】 施設の適正な維持管理 (重点)
- 【取組2】 適正処理の推進

4. 最終処分に関する取り組み

①最終処分の取り組み

- 【取組1】 最終処分量の減量化
- 【取組2】 最終処分場の適正な維持管理

5. その他ごみ処理に関する取り組み

①災害廃棄物の処理・処分

- 【取組1】 生活系ごみ(被災者や避難者の生活に伴い発生)の収集及び処理 (重点)
- 【取組2】 がれき類の処理

②市民・事業者・行政の連携

- 【取組3】 裾野市廃棄物減量等審議会、裾野市ごみ減量推進協議会の定期的な実施
- 【取組4】 環境美化の推進

③適正処理困難物への対応

- 【取組5】 適正な処理・処分の指導強化
- 【取組6】 医療系廃棄物への対応
- 【取組7】 感染症に関する廃棄物対策

④不法投棄対策の強化

- 【取組8】 不法投棄対策の推進

生活排水処理基本計画

取組みの体系

環境像
「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」

基本方針

生活環境の向上

目標値

令和13年度までに 88%以上

目標達成に向けた取組

1. 排出抑制及び資源化に向けた取り組み

①行政の取り組み

- 【取組1】 区域に応じた生活排水処理
- 【取組2】 公共下水道の整備促進
- 【取組3】 合併処理浄化槽の転換啓発
- 【取組4】 水質汚濁負荷の低減
- 【取組5】 資源化の検討

②市民、事業者の取り組み

- 【取組6】 生活排水処理施設の利用促進
- 【取組7】 市民における方策
- 【取組8】 事業者における方策

2. 収集・運搬、処理・処分などに関する取り組み

①収集・運搬の取り組み

- 【取組1】 し尿等の収集・運搬の実施
- 【取組2】 許可業者への指導
- 【取組3】 収集・運搬許可の方針

②中間処理の取り組み

- 【取組4】 適正処理と維持管理

③最終処分の取り組み

- 【取組5】 安全で安定した最終処分

④その他の取り組み

- 【取組6】 災害発生時のし尿処理・処分
- 【取組7】 市民・事業者に対する広報・啓発活動